

一般土木編

4 出来形管理

出来形管理

(1)出来形管理基準

この出来形管理基準は、土木工事施工管理基準(5)の(ウ)に規定する出来形管理の基準を定めたものである。

(2)出来形管理の方法

(ア)出来形管理図表による管理

- ・出来形管理基準に明示する管理項目，測定基準に基づき出来形図，設計値と測定値及びその差を表示した図表を作成する。
- ・出来形管理基準に明示する次の主要管理項目で測定数が20点以上の場合，及び，監督職員の指示する管理項目については，工程能力図(標準-5)を作成する。

主要 管理項目	トンネル，堤防，水路，道路，防波堤，岸壁等の基準高及び幅，舗装面と接触する構造物(擁壁，ブロック積(張)，側溝等)の基準高
------------	---

(イ)出来形図による管理

寸法について，設計図面を利用して設計値と測定値を対比した図を作成する。

(ウ)ヒストグラムによる管理

出来形管理基準に明示する重要な構造物の厚さ等については，測定値が40点以上で監督職員の指示がある場合，ヒストグラムを作成して平均値等を求め，規格値に対する偏差の状況を調べる。

(3)出来形管理資料のまとめ方

出来形管理資料は，原則としてA4判とする。

出来形管理

編, 章, 節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1編 共通編						
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工						
	1-2-3-2	1	掘削工			IV - 1
		2	掘削工(面管理の場合)			IV - 1
		3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			IV - 2
	1-2-3-3	1	盛土工			IV - 2
		2	盛土工(面管理の場合)			IV - 3
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法 多数アンカー式補強土工法 ジオテキスタイルを用いた補強土工法		IV - 3 IV - 3 IV - 3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		IV - 4
1-2-3-6		堤防天端工			IV - 4	
第4節 道路土工						
	1-2-4-2	1	掘削工			IV - 5
		2	掘削工(面管理の場合)			IV - 5
	1-2-4-3	1	路体盛土工			IV - 6
		2	路体盛土工(面管理の場合)			IV - 6
	1-2-4-4	1	路床盛土工			IV - 6
		2	路床盛土工(面管理の場合)			IV - 6
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		IV - 7
第3章 無筋, 鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工						
1-3-7-4			組立て			IV - 7
第3編 土木工事共通編						
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
	3-2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		IV - 8
				軽量鋼矢板		IV - 8
				コンクリート矢板		IV - 8
				広幅鋼矢板		IV - 8
				可とう鋼矢板		IV - 8
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		IV - 8
	3-2-3-6		小型標識工			IV - 8
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		IV - 9
				転落(横断)防止柵		IV - 9
				車止めポスト		IV - 9
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		IV - 9
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		IV - 10
	3-2-3-9		区画線工			IV - 10
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		IV - 10
				距離標		IV - 10
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			IV - 10
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(港入工)	けた橋		IV - 11
		2	プレテンション桁製作工(港入工)	スラブ桁		IV - 11
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			IV - 12
		2	プレキャストセグメント桁製作工(港入工)			IV - 12
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			IV - 12
	3-2-3-15		PCホーラスラブ製作工			IV - 13
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			IV - 14
		2	PC押し出し箱桁製作工			IV - 15
	3-2-3-17		根固めブロック工			IV - 16
	3-2-3-18		沈床工			IV - 16
	3-2-3-19		捨石工			IV - 17
	3-2-3-22		階段工			IV - 17
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		IV - 17
		2		鋼製フィンガージョイント		IV - 18
		3		埋設型ジョイント		IV - 18
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り, 巨石積み		IV - 18	
	2		かごマット		IV - 19	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		IV - 19	
	2		ふとんかご, かご枠		IV - 19	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		IV - 20	
			プレキャストパイプ工		IV - 20	
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		IV - 20	
			I型側溝工		IV - 20	
			自由勾配側溝		IV - 20	
			管渠		IV - 20	
3-2-3-29	2	側溝工	場所打水路工		IV - 20	
3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		IV - 21	
3-2-3-30		集水樹工			IV - 21	
3-2-3-31		現場塗装工			IV - 22	
第4節 基礎工						
	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		IV - 22
				砕石基礎工		IV - 22
				割ぐり石基礎工		IV - 22
				均しコンクリート		IV - 22
						IV - 22
	3-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		IV - 22
				プレキャスト		IV - 23
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		IV - 23
				鋼管杭		IV - 23
				I工鋼杭		IV - 23
	3-2-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		IV - 23
3-2-4-5		場所打杭工			IV - 24	

出来形管理

編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
	3-2-4-6		深礎工			IV - 24
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			IV - 25
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			IV - 25
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			IV - 25
第5節石・ブロック積(張)工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張り		IV - 26 IV - 26
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		IV - 26
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		IV - 27
	3-2-5-4		緑化ブロック工			IV - 27
3-2-5-5		石積(張)工			IV - 27	
第6節一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		IV - 28
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 29
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 30
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 31
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 32
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 33
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 34
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 35
		9	アスファルト舗装工	基層工		IV - 36
		10	アスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 37
		11	アスファルト舗装工	表層工		IV - 38
		12	アスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 39
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		IV - 40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 40
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 41
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 41
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 42
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 42
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 43
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 43
		9	半たわみ性舗装工	基層工		IV - 44
		10	半たわみ性舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 44
		11	半たわみ性舗装工	表層工		IV - 45
		12	半たわみ性舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 46
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		IV - 47
		2	排水性舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 48
		3	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 49
		4	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 49
		5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 50
		6	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 50
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 51
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 51
		9	排水性舗装工	基層工		IV - 52
		10	排水性舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 52
		11	排水性舗装工	表層工		IV - 53
		12	排水性舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 54
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		IV - 55
		2	透水性舗装工	路盤工(面管理の場合)		IV - 55
		3	透水性舗装工	表層工		IV - 56
		4	透水性舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 56
	3-2-6-11	1	グーニアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 57
		2	グーニアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		IV - 57
		3	グーニアスファルト舗装工	基層工		IV - 58
		4	グーニアスファルト舗装工	基層工(面管理の場合)		IV - 58
		5	グーニアスファルト舗装工	表層工		IV - 59
		6	グーニアスファルト舗装工	表層工(面管理の場合)		IV - 59
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		IV - 60
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工(面管理の場合)		IV - 60
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		IV - 61
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工(面管理の場合)		IV - 61
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		IV - 62
		6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		IV - 62
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		IV - 63
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層(面管理の場合)		IV - 63
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		IV - 64
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工(面管理の場合)		IV - 65
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)		IV - 65
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)(面管理の場合)		IV - 66
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		IV - 66
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		IV - 67
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		IV - 67
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		IV - 68
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		IV - 68
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		IV - 69
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		IV - 70
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(面管理の場合)		IV - 71

出来形管理

編, 章, 節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	3-2-6-13	1	薄層カー舗装工	下層路盤工		IV - 71	
		2	薄層カー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 72	
		3	薄層カー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 72	
		4	薄層カー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 73	
		5	薄層カー舗装工	基層工		IV - 73	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		IV - 74	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		IV - 74	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		IV - 75	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		IV - 75	
		5	ブロック舗装工	基層工		IV - 76	
	3-2-6-15	1	路面切削工			IV - 77	
		2	路面切削工	(面管理の場合)		IV - 77	
	3-2-6-16		舗装打換え工			IV - 77	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			IV - 78	
		2	オーバーレイ工	(面管理の場合)		IV - 78	
	第7節地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			IV - 79
		3-2-7-3		置換工			IV - 79
3-2-7-4		1	表層安定処理工	サンドマット海上		IV - 80	
		2	表層安定処理工	(ICT施工の場合)		IV - 80	
3-2-7-5			パイルネット工			IV - 81	
3-2-7-6			サンドマット工			IV - 81	
3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		IV - 81	
				ペーパードレーン工		IV - 81	
				袋詰式サンドドレーン工		IV - 81	
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		IV - 81	
3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		IV - 82		
			高圧噴射攪拌工		IV - 82		
			スラー攪拌工		IV - 82		
			生石灰パイル工		IV - 82		
3-2-7-9	2	固結工	スラー攪拌工		IV - 82		
			「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラー攪拌工)編)(案)による管理の場合				
			3	固結工		中層混合処理	
第10節仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		IV - 83	
				鋼矢板		IV - 83	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		IV - 83	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		IV - 83	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		IV - 84	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		IV - 84		
	3-2-10-9		地中連続壁工(壁式)			IV - 84	
3-2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			IV - 84		
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100		
第11節軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第12節工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	一般事項	casting費(金属支承工)		IV - 85	
		2	一般事項	casting費(大型ゴム支承工)		IV - 86	
		3	一般事項	仮設材製作工		IV - 87	
		4	一般事項	刃口金物製作工		IV - 87	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		IV - 88	
				ジュレーション仮組検査を実施する場合		IV - 89	
				仮組検査を実施しない場合		IV - 90	
	3	桁製作工	鋼製えん堤製作工(仮組立時)		IV - 91		
	3-2-12-4		検査路製作工			IV - 93	
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			IV - 93	
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			IV - 93	
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			IV - 94	
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			IV - 94	
3-2-12-9		プレヒーム用桁製作工			IV - 95		
3-2-12-10		鋼製排水管製作工			IV - 96		
3-2-12-11		工場塗装工			IV - 96		
第13節橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		IV - 97	
				ケーブルクレーン架設		IV - 97	
				ケーブルエレクション架設		IV - 97	
				架設桁架設		IV - 97	
				送出し架設		IV - 97	
				トラベラークレーン架設		IV - 97	
			架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		IV - 98	
				架設桁架設		IV - 98	
			架設工支保工	固定		IV - 98	
				移動		IV - 98	
	架設桁架設	片持架設		IV - 98			
		押し出し架設		IV - 98			

出来形管理

編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		IV - 98
				張芝工		IV - 98
				筋芝工		IV - 98
				市松芝工		IV - 98
				植生シート工		IV - 98
				植生マット工		IV - 98
				植生筋工		IV - 98
				人工張芝工		IV - 98
		植生穴工		IV - 98		
		2	植生工	植生基材吹付工		IV - 99
		客土吹付工		IV - 99		
	3-2-14-3		吹付工	コンクリート		IV - 100
				モルタル		IV - 100
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		IV - 101
				現場吹付法枠工		IV - 101
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		IV - 101
	3-2-14-6		アンカー工			IV - 102
第15節擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		IV - 102
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			IV - 103
第15節擁壁工(共通)	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルム)壁工法		IV - 103
				多数アンカー式補強土工法		IV - 103
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		IV - 103
	3-2-15-4		井桁ブロック工			IV - 104
第16節浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		IV - 104
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船, バックホウ浚渫船		IV - 105
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船(面管理の場合)		IV - 105
第18節床版工	3-2-18-2		床版工			IV - 106

第6編 河川編

第1章築堤・護岸						
第3節計量盛土工						
	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80
	6-1-4-3		ペイルネット工		3-2-7-5ペイルネット工	IV - 81
	6-1-4-4		バーチカルレーン工		3-2-7-7バーチカルレーン工	IV - 81
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第5節護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
第6節矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
第7節法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	6-1-7-4		護岸付属物工			IV - 106
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	IV - 27
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
		6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				かご枠	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27
第8節擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第9節根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19	
第10節水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
	6-1-10-8		杭出し水制工			IV - 107
第11節付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	6-1-11-7		薄層カー舗装工		3-2-6-13薄層カー舗装工	IV - 71
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	6-1-11-10		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
	第12節付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工
6-1-12-4			標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
第13節光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			IV - 107
	6-1-13-4		ハンドホール工			IV - 107

出来形管理

編 章 節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	6-2-3-2		浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	
第3節 浚渫工(クレーン浚渫船)	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	
		2	浚渫船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82	
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	
	6-3-5-6	1	2	函渠工	本体工		IV - 108
					ヒューム管		IV - 108
					PC管		IV - 108
					コルゲートパイプ		IV - 108
					ダクタイル鋳鉄管		IV - 108
		PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20			
6-3-5-7		翼壁工			IV - 109		
6-3-5-8		水叩工			IV - 109		
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16	
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17	
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19		
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	IV - 21	
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21	
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20	
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88	
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93	
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93	
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96	
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94	
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87	
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	IV - 8	
	6-4-6-7		床版工			IV - 109	
	6-4-6-8		堰柱工			IV - 109	
	6-4-6-9		門柱工			IV - 109	
	6-4-6-10		ゲート操作台工			IV - 109	
	6-4-6-11		胸壁工			IV - 109	
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	IV - 109	
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109	
	第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
		6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
		6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
6-4-7-7			かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19		
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17	
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106	
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	
6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148		
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11	
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12	
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 11	
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第15節コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	
	6-4-15-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	
第16節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	
第18節舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28	
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	IV - 40	
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	IV - 47	
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	IV - 55	
	6-4-18-9		グーラスアスファルト舗装工		3-2-6-11グーラスアスファルト舗装工	IV - 57	
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60	
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	IV - 71	
6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74		
第5章堰							
第3節工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87	
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88	
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93	
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93	
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93	
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96	
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	IV - 95	
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94	
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94	
	第3節工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	IV - 87
6-5-3-14			工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	
第5節計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第6節可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	IV - 109	
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	IV - 109	
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	IV - 109	
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	IV - 109	
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	IV - 109	
	6-5-6-13		閘門工			IV - 109	
	6-5-6-14		土砂吐工			IV - 109	
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	
	第7節固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
		6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	
6-5-7-8			堰本体工			IV - 110	
6-5-7-9			水叩工			IV - 110	
6-5-7-10			土砂吐工			IV - 110	
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	
第8節魚道工		6-5-8-3		魚道本体工			IV - 110
第9節管理橋下部工		6-5-9-2		管理橋橋台工			IV - 111
第10節鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-5-10-5		架設工(ケープルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-5-10-6		架設工(ケープルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-5-10-9		架設工(トラバラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97	
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	
第11節橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	
第12節床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106	
第13節橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	
第15節コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	IV - 11	
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12	
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12	
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12	
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146	
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98	
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106	
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	
	第16節コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147	
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	IV - 13	

出来形管理

編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第17節コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
第18節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148
	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第20節付属物設置工	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
第6章排水機場						
第3節軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節機場本体内工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-6-4-6		本体内工			IV - 112
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			IV - 112
第5節沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-6-5-7		コンクリート床版工			IV - 113
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
第6節吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-6-6-6		本体内工		6-6-4-6本体内工	IV - 113
第7章床止め・床固め						
第3節軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	6-7-4-6		本体内工	床固め本体内工		IV - 113
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		IV - 114
			巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19	
			根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16	
第5節床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体内工	IV - 113
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体内工	IV - 113
	6-7-5-6		側壁工			IV - 114
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	IV - 114
第6節山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
第8章河川維持						
第7節路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	IV - 4
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
第8節付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
第9節付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
第10節光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	IV - 107
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	IV - 107
第12節植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第9章河川修繕						
第3節軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第5節側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	IV - 19
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
				石張り	3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第6節堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
第7節管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	IV - 20
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	IV - 21
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	IV - 8
第8節現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10

出来形管理

編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7編 河川海岸編						
第1章堤防・護岸						
第3節軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	IV - 80
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	IV - 81
	7-1-4-4		パーチカルレーン工		3-2-7-7パーチカルレーン工	IV - 81
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第5節護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			IV - 114
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			IV - 115
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
第6節護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			IV - 115
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			IV - 116
第7節擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
第8節天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			IV - 116
第9節波返工	7-1-9-3		波返工			IV - 116
第10節裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	IV - 116
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
第11節カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第12節排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	7-1-12-4		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
				ダクタイル鉄管	3-2-3-29暗渠工	IV - 21
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	
第13節付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
第14節付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	7-1-14-7		薄層カー舗装工		3-2-6-13薄層カー舗装工	IV - 71
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	7-1-14-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
第14節付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
第15節付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
第2章突堤・人工岬						
第3節軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			IV - 117
	7-2-4-5		吸出し防止工			IV - 117
第5節突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			IV - 118
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			IV - 118
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
	7-2-5-9		石枠工			IV - 119
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			IV - 119
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		IV - 119
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		IV - 120
		3	ケーソン工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		IV - 120
7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		IV - 120	
	2	セルラー工	セルラー工据付		IV - 120	
	3	セルラー工	突堤上部工(場所打コンクリート)(海岸コンクリートブロック)		IV - 121	
第6節根固め工	7-2-6-2		捨石工			IV - 121
	7-2-6-3		根固めブロック工			IV - 121
第7節消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	7-2-7-3		消波ブロック工			IV - 122
第3章海域堤防(人工リーフ, 離岸堤, 潜堤)						
第3節海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			IV - 122
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	IV - 117
第4節海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	IV - 118
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	IV - 119
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	IV - 120
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	IV - 119
第4章浚渫(海)						
第2節浚渫工(ポンプ浚渫船)	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104
第3節浚渫工(グラブ船)	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	IV - 104
第5章養浜						
第2節軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第3節砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	IV - 121

出来形管理

編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8編 砂防編						
第1章砂防えん堤						
第3節工場製作工						
	8-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工(鋼製えん堤製作工(仮組立時))	IV -
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			IV - 122
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第5節軽量盛土工						
	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第6節法面工						
	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102
	8-1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19
第8節コンクリートえん堤工						
	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			IV - 123
	8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			IV - 123
	8-1-8-8		水叩工			IV - 123
第9節鋼製えん堤工						
	8-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型 透過型		IV - 124 IV - 125
	8-1-9-6		鋼製側壁工			IV - 127
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第10節護床工・根固め工						
	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	IV - 16
	8-1-10-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19
第11節砂防えん堤付属物設置工						
	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第12節付帯道路工						
	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	8-1-12-7		薄層カー舗装工		3-2-6-13薄層カー舗装工	IV - 71
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	8-1-12-9		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
第13節付帯道路施設工						
	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
第2章流路						
第3節軽量盛土工						
	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節流路護岸工						
	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
第4節流路護岸工						
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
第5節床固め工						
	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	IV - 123
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	IV - 123
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	IV - 123
	8-2-5-8		魚道工			IV - 127
第6節根固め・水制工						
	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	IV - 16
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	IV - 17
	8-2-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご かごマット	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工 3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19 IV - 19 IV - 19
第7節流路付属物設置工						
	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	IV - 17
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第3章斜面对策						
第3節軽量盛土工						
	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第4節法面工						
	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	8-3-4-5		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	IV - 19 IV - 19
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	IV - 102
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102
第5節擁壁工						
	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	IV - 104
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	IV - 135
第6節山腹水路工						
	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所排水路工	IV - 20
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			IV - 127
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21
	8-3-6-6		現場排水路工		3-2-3-29場所排水路工	IV - 20
	8-3-6-7		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	IV - 21
第7節地下水排除工						
	8-3-7-4		集排水ポンピング工			IV - 128
	8-3-7-5		集水井工			IV - 128

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第8節地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8
第9節抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	8-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	IV - 24
	8-3-9-6		合成杭工			IV - 128
第9編 ダム編						
第1章コンクリートダム						
第4節ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		IV - 129
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		IV - 130
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		IV - 131
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		IV - 132
第2章フィルダム						
第4節盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			IV - 133
	9-2-4-6		フィルターの盛立			IV - 133
	9-2-4-7		ロックの盛立			IV - 133
	9-2		フィルダム(洪水吐)			IV - 133
第3章基礎グラウチング						
第3節ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			IV - 134
第10編 道路編						
第1章道路改良						
第3節工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		IV - 134
			工場塗装工	工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
第4節地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	IV - 79
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	IV - 79
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	IV - 81
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	IV - 81
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	IV - 81
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	IV - 82
第5節法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102
	10-1-5-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第6節軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第7節擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルム)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
				ジオテキスタイルを用いた補強土	3-2-15-3補強土壁工	IV - 103
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	IV - 104
第8節石・ブロック積(張)工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	10-1-8-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
第9節カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-1-9-6		場所打函渠工			IV - 134
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第10節排水構造物工(小型水路工)	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
	10-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	IV - 21
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29側溝工	IV - 21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20
	10-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	IV - 20
第11節落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			IV - 134
	10-1-11-5		落石防護柵工			IV - 135
第11節落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			IV - 135
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			IV - 135
第12節遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			IV - 135
	10-1-12-5		遮音壁本体工			IV - 136
第2章舗装						
第3節地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	IV - 79
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	IV - 79
第4節舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	IV - 28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	IV - 40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	IV - 47
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	IV - 55
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	IV - 57
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	IV - 60
	10-2-4-11		薄層カー舗装工		3-2-6-13薄層カー舗装工	IV - 71
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	IV - 74
	10-2-4		歩道路盤工			IV - 137
	10-2-4		取合舗装路盤工			IV - 137
	10-2-4		路肩舗装路盤工			IV - 137
	10-2-4		歩道舗装工			IV - 137
	10-2-4		取合舗装工			IV - 137

出来形管理

編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節排水構造物工(路面排水工)	10-2-4		路肩舗装工			IV - 137	
	10-2-4		表層工			IV - 137	
	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	10-2-5-5		集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	IV - 21	
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21	
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	
	10-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			IV - 138		
第6節縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8	
第7節踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		IV - 138	
				ラバーシュー		IV - 138	
				アンカーボルト		IV - 138	
第8節防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
	10-2-8-5		ボックス・フォーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
第9節標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8	
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		IV - 138	
		2	大型標識工	標識柱工		IV - 138	
第10節区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10	
第12節道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			IV - 139	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		IV - 139	
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		IV - 139	
第13節橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	
第3章橋梁下部							
第3節工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	IV - 87	
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			IV - 140	
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94	
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	
第5節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第6節橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	
	10-3-6-8		橋台躯体工			IV - 141	
	第7節RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
		10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
10-3-7-5			深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	
10-3-7-6			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	
10-3-7-7			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	
10-3-7-8			鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25	
10-3-7-9		1	橋脚躯体工	張出式		IV - 142	
				重力式		IV - 142	
				半重力式		IV - 142	
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		IV - 143		
第8節鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23	
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24	
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	IV - 24	
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	IV - 25	
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	IV - 25	
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	IV - 25	
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		IV - 144	
		2	橋脚フーチング工	門型		IV - 144	
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		IV - 144	
		2	橋脚架設工	門型		IV - 145	
	10-3-8-11		現場継手工			IV - 145	
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	
	第9節護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22
10-3-9-4			矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	
第10節矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	IV - 22	
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	IV - 8	
第11節法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	IV - 106	
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	IV - 27	
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	
	10-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101	
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			多自然型護岸工	巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
			多自然型護岸工	かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	IV - 19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100	
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	IV - 4	
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	IV - 19
		ふとんかご			3-2-3-27羽口工	IV - 19	
		かご枠			3-2-3-27羽口工	IV - 19	
		連節ブロック張り			3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	IV - 27	

出来形管理

編、章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第4章鋼橋上部						
第3節工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	IV - 96
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			IV - 145
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	IV - 88
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	IV - 94
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
	第5節鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)
10-4-5-5			架設工(ケープルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
10-4-5-6			架設工(ケープルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
第5節鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		IV - 146
2		支承工	ゴム支承		IV - 146	
第6節橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
第7節床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	IV - 106
第8節橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-4-8-3		落橋防止装置工			IV - 147
	10-4-8-5		地覆工			IV - 147
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			IV - 147
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			IV - 147
	10-4-8-8		検査路工			IV - 148
第9節歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	IV - 23
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	IV - 24
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	IV - 144
		T型		10-3-8-9橋脚フーチング工	IV - 144	
	10-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22	
第5章コンクリート橋上部						
第3節工場製作工	10-5-3-2		プレヒーム用桁製作工		3-2-12-9プレヒーム用桁製作工	IV - 95
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	IV - 94
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	IV - 93
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	IV - 93
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96
	第5節PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)
スラブ橋			3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)		IV - 11	
10-5-5-3			ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	IV - 12
10-5-5-4			プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	IV - 12
10-5-5-5			プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	IV - 12
10-5-5-6			支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
10-5-5-7			架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
10-5-5-8			架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
10-5-5-9			床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106
10-5-5-10			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
第6節プレヒーム桁橋工	10-5-6-2		プレヒーム桁製作工	現場		IV - 148
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	10-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	IV - 97
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	IV - 106
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
第7節PCホロスラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	10-5-7-4		PCホロスラブ製作工		3-2-3-15PCホロスラブ製作工	IV - 13
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
第8節RCホロスラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	10-5-8-4		RC場所打ホロスラブ製作工		3-2-3-15PCホロスラブ製作工	IV - 13
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
第9節PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロスラブ製作工	IV - 13
第10節PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
第11節PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	IV - 14
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	10-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
第12節PC押し出し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し出し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し出し箱桁製作工	IV - 15
	10-5-12-3		架設工(押し出し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	IV - 98
第13節橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148
第6章トンネル(NATM)						
第4節支保工	10-6-4-3		吹付工			IV - 148
	10-6-4-4		ロックボルト工			IV - 148

出来形管理

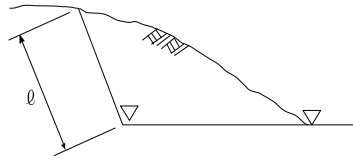
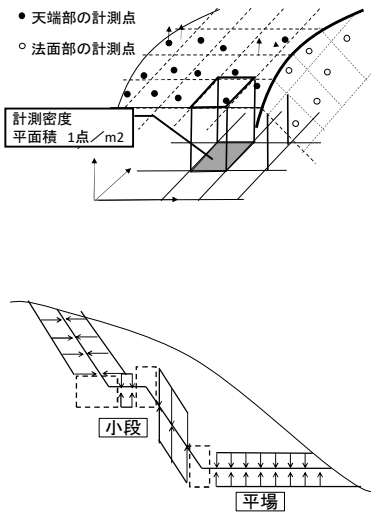
編,章,節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			IV - 149	
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	IV - 149	
	10-6-5-5		床版コンクリート工			IV - 150	
第6節インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			IV - 150	
第7節坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21	
第8節坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			IV - 150	
第8節坑門工	10-6-8-5		明り巻工			IV - 151	
第11章共同溝							
第3節工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	IV - 96	
第6節現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			IV - 151	
	10-11-6-4		カー継手工			IV - 152	
	10-11-6-5	1	防水工	防水			IV - 152
		2	防水工	防水保護工			IV - 152
3		防水工	防水壁			IV - 152	
第7節プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			IV - 153	
第12章電線共同溝							
第5節電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		IV - 153	
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		IV - 153	
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	IV - 151	
	10-12-6-2		ハンドホール工			IV - 154	
第13章情報ボックス工							
第3節情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	IV - 153	
第4節付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	IV - 154	
第14章道路維持							
第4節舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77	
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77	
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工				IV - 155
		2	切削オーバーレイ工(面管理の場合)				155
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78	
	10-14-4-7		路上再生工			IV - 156	
	10-14-4-8		薄層カー舗装工		3-2-6-13薄層カー舗装工	IV - 71	
	第6節排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20
10-14-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
10-14-5-5			集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	IV - 21	
10-14-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21	
10-14-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	
10-14-5-8			排水工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
第6節防護柵工		10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9	
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9	
第7節標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8	
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	IV - 138	
第8節道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10	
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	IV - 139	
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	IV - 139	
第9節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6	
第10節擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102	
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103	
第11節石・ブロック積(張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26	
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27	
第12節カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	IV - 134	
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20	
第13節法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98	
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100	
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101	
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102	
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19	
			ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19		
第15節橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17	
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147	
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147	
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147	
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148	
第17節現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10	
第16章道路修繕							
第3節工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			IV - 157	
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	IV - 93	
第5節舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	IV - 77	
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	IV - 77	
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	IV - 155	
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	IV - 78	
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	IV - 156	
	10-16-5-8		薄層カー舗装工		3-2-6-13薄層カー舗装工	IV - 71	
第6節排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	
	10-16-6-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	IV - 21	
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	IV - 21	
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	IV - 20	
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	IV - 20	

出来形管理

編, 章, 節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	IV - 8
第8節防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	IV - 9
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	IV - 9
第9節標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	IV - 8
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	IV - 138
第10節区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	IV - 10
第12節道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	IV - 10
第12節道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	IV - 139
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	IV - 139
第13節軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	IV - 6
第14節擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	IV - 102
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	IV - 103
第15節石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	IV - 26
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	IV - 27
第16節カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	IV - 134
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	IV - 20
第17節法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	IV - 98
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	IV - 100
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	IV - 101
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	IV - 102
	10-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工	IV - 19
第18節落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	IV - 134
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	IV - 135
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	IV - 135
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	IV - 135
第20節鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	IV - 157
第21節橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10支承工	IV - 146
第22節橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	IV - 17
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	IV - 147
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	IV - 147
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	IV - 147
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	IV - 147
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	IV - 148
第25節現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	IV - 22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	IV - 10

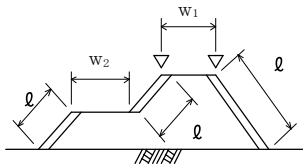
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は，設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2		
						法長ℓ	ℓ<5m				-200	
							ℓ≥5m				法長-4%	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値 個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合，その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面（小段を含む）の全面とし，全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩，法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は，標高較差の評価から除く。同様に，標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は，連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は，評価区間を分割するか，あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						平場	標高較差				±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差				±70	±160

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平均値	個々の計測値			
						平場	標高較差	±50			±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70			±300
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-3	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅w ₁ , w ₂	-100				

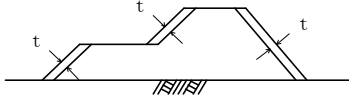
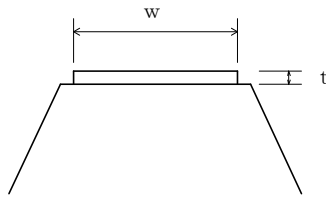
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
					※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの							
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽		-50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚さt		-50				
						控え長さ		設計値以上				

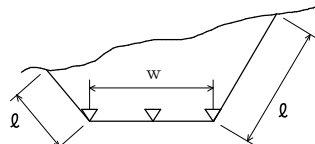
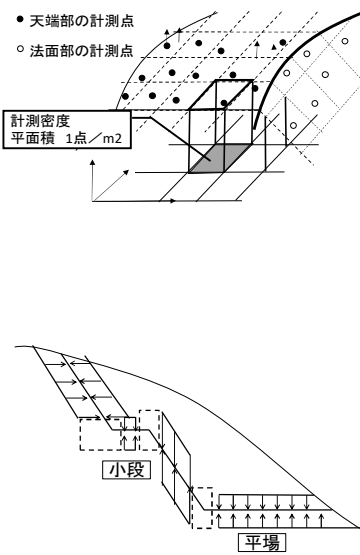
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所，法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は，施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは，施工延長200mにつき1ヶ所，200m以下は2ヶ所，中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			

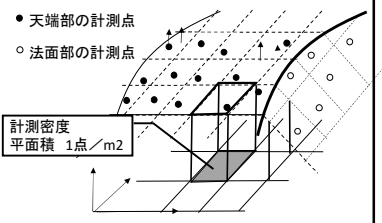
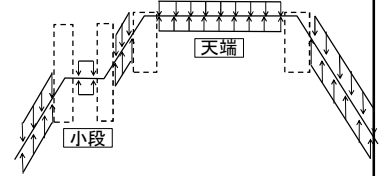
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ<5m	-200				
							ℓ≥5m	法長-4%				
						幅w		-100				
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160			
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4		
						法長ℓ	ℓ<5m				-100	
							ℓ≥5m				法長-2%	
						幅w ₁ , w ₂	-100					
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						天端	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80				±190
												

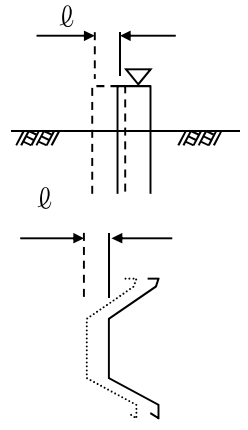
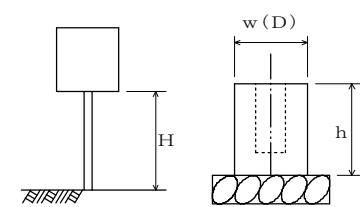
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通 編	3 無 筋 ， 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	± φかつ 最小かぶり以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は，施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所，延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4	
						根入長	設計値以上				
						変位 l	100				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 ただし，「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は，延長の変化点で測定。		3-2-3-5	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基		3-2-3-6	
						基礎	幅w (D)	-30			基礎 1 基毎
							高さh	-30			
							根入れ長	設計値以上			

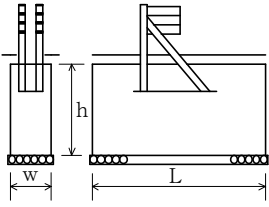
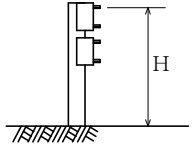
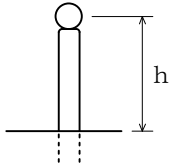
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
							高さh	-30			
						パイプ取付高H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8
							高さh	-30			
						ビーム取付高H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		

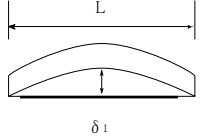
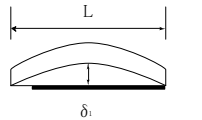
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高さh	-30			
							延長L	-100			
							ケーブル取付高H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚さt (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9	
						幅w	設計値以上				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さh	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11	

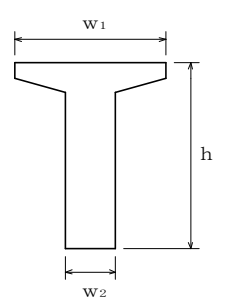
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L (m)	$\pm L / 1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図	3-2-3-12	
						断面の外形寸法	± 5		側面図		
						橋桁のそり δ_1	± 8				
						横方向の曲がり δ_2	± 10				
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L / 1000 \cdots L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図	3-2-3-12	
						断面の外形寸法	± 5		側面図		
						橋桁のそり δ_1	± 8				
						横方向の曲がり δ_2	± 10				

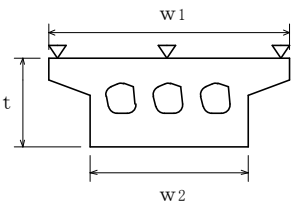
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ℓ ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

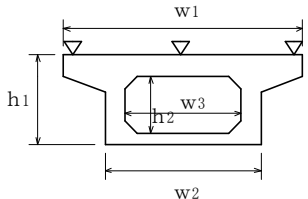
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		P C ホ ロ ー ス ラ ブ 製 作 工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w ₁ , w ₂	-5～+30			
						厚さ t	-10～+20			
						桁長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C 箱 桁 製 作 工	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	-5～+30			
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内 空 幅 w_3	±5			
						高 さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長ℓ	ℓ < 15… ±10			
							ℓ ≥ 15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C 押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	-5～+30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	+10 -5			
						内空高さ h_2	+10 -5			
						桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内			

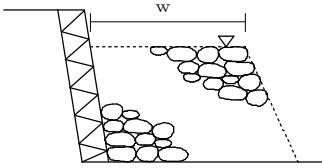
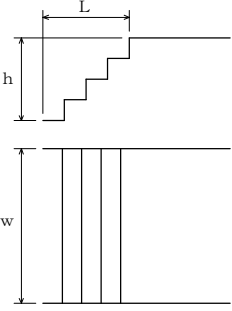
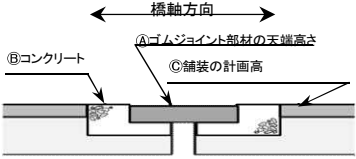
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17
							厚さ t	-20	幅，厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W ₁ , W ₂	-20			
							延長L ₁ , L ₂	-200	1施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長L ₁ , L ₂	- t / 2	1施工箇所毎		
						3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		
幅w	±300										
延長L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅w	-100			
						延長L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	22		階段工	幅w	-30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0段			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

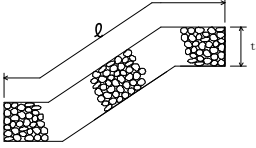
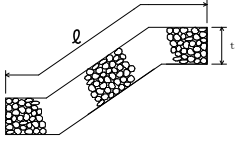
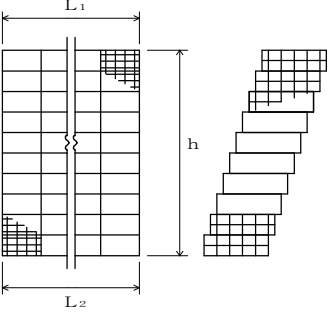
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
						橋軸方向各点誤差の相対差	3				
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W ₁	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 W ₂	±5				
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り, 巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所, 延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						法長ℓ	-200				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						厚さ t	-0.2 t				
						延長 L	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚さ t		-50			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご，かご 枠)	高さ h	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27	
						延長 L_1, L_2					-200

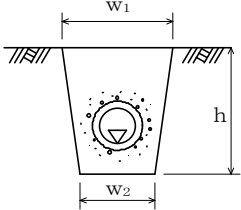
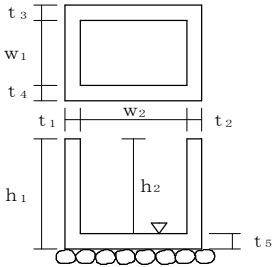
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 プ レ キ ャ ス ト カ ル バ ー ト 工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は，現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅w	-50			
						※高さh	-30			
						延長L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延長L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長L	-200	1 施工箇所毎		

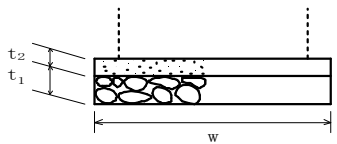
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水楯工	基準高▽	±30	1 ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

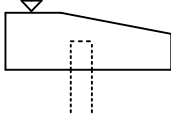
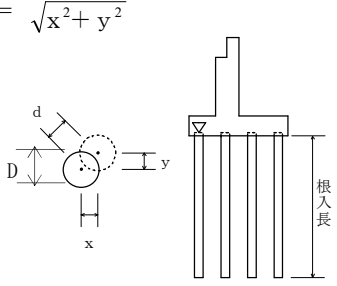
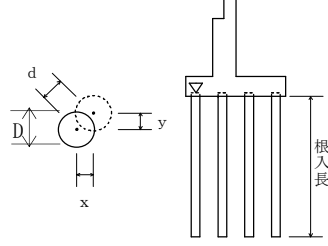
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは500m²とする。</p> <p>1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>		3-2-3-31
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

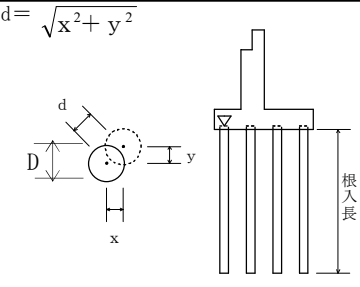
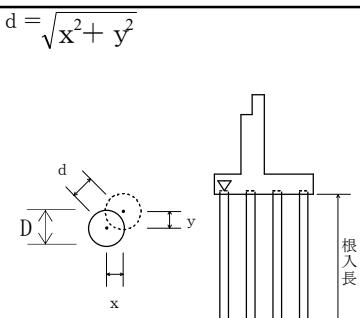
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			

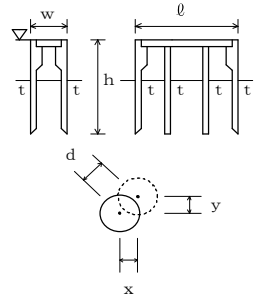
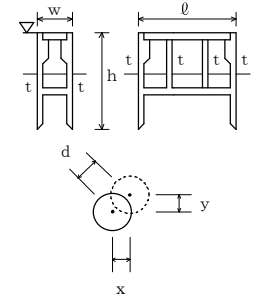
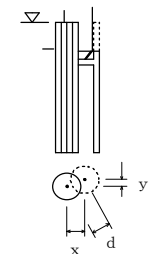
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径D	設計径（公称径） -30以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径D	設計径（公称径） 以上※			

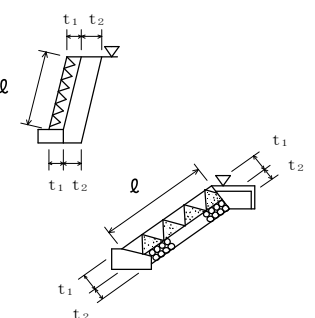
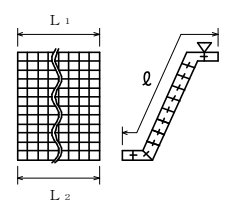
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅w	-50			
						ケーソンの高さh	-100			
						ケーソンの壁厚t	-20			
						偏心量d	300以内			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	300以内			

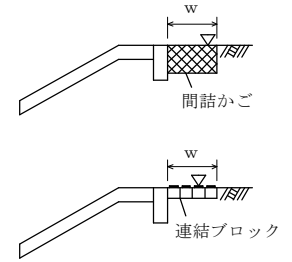
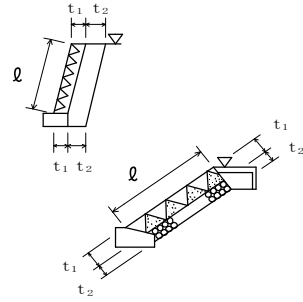
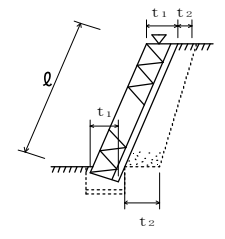
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック 工 (コンクリートブ ロ ッ ク 積) (コンクリートブ ロ ッ ク 張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所, 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ(ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ(裏込) t_2	-50				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック 工 (連節ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所, 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法長 l	-100				
						延長 L_1, L_2	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						幅w	-100				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ（ブロック） t_1	-50				
						厚さ（裏込） t_2	-50				
						延長L	-200				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5		石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ（石積・張） t_1	-50				
						厚さ（裏込） t_2	-50				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 ②小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 ②小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 ①中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	-	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-2-6-7

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3m ² プロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
					(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
	平坦性	—		3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90			
						t < 15cm		+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)				
							中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	-25	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	-50	-50	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-11

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	-	-			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一 を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
						平坦性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他本基準 に規定する計測精度・計測密度を満た す計測方法により出来形管理を実施す る場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
					(面管理の場合)	平坦性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
					コンクリート舗装工 (面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することがで きる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		-				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編 多点計測 技術(面管理の場合)」に基づき出来 形管理を実施する場合、その他基準 に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施 する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		-				
						平坦性	-		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3m ² ロフィルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
						幅	-50	-	-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	3-2-6-12	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15		-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-35		-				
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下。				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3m ² プロファイルメータにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2						
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						幅	-50		-				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		-				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-50		-				

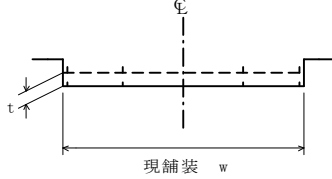
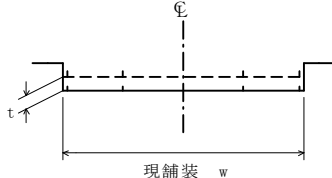
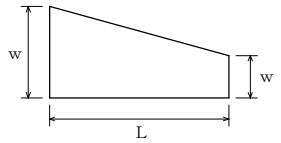
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	-25		-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面 切削 工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面 切削 工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ tのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	16		舗装 打換 え 工	路 盤 工	幅 w	-50	各層毎 1ヶ所 / 1 施工箇所		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗 設 工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (\bar{X})	測定値の平均 (\bar{X})			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ² プロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-2-6-17	
						平坦性	—	3m ² プロフィルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

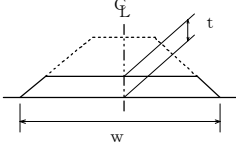
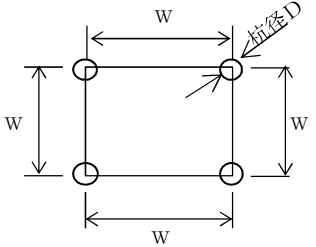
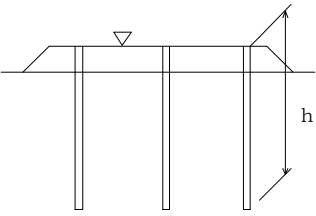
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w, 天端延長Lを確認(実測は不要)		3-2-7-4
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	サンドドレーン, 袋詰式サンドドレーン, サンドコンパクション パイルの砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。		
									※余長は、適用除外	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
						杭径D	設計値以上			
						深度L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
位置						D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
杭径D						設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
改良長L						設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)			

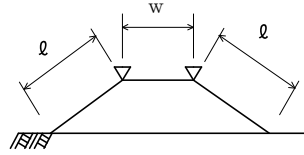
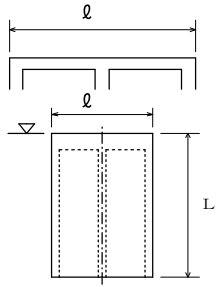
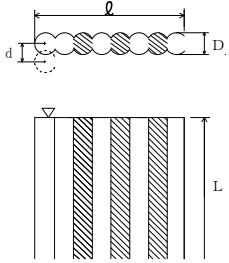
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所,又は 施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所。 1,000㎡以下,又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ 所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。		3-2-7-9	
						施工厚さ t	設計値以上				
						幅 w	設計値以上				
						延長 L	設計値以上				
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。延長40 m(又は50m)以下のものは,1施工 箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5	
						根入長	設計値以上				
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5	
						配置誤差 d	100				
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り 工)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所,延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-10-5	
						延長 L ₁ L ₂	-200				1 施工箇所毎

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅w	-100			
						法長ℓ	-100			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につ き2ヶ所。		3-2-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25m の場合は50m）につき1ヶ所。延長40 m（又は50m）以下のものについては 1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの 場合は25m）につき1ヶ所。延長20m （又は25m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さℓ	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25m の場合は50m）につき1ヶ所。延長40 m（又は50m）以下のものについては 1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの 場合は25m）につき1ヶ所。延長20m （又は25m）以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径
						連壁の長さℓ	-50			
						変位d	D/4以内			
						壁体長L	-200			

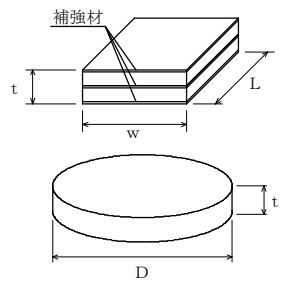
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との 接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定		3-2-12-1									
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ												
								≤1000mm				1以下								
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ												
								>1000mm				1.5以下								
							アンカーアンバー用ボルト	ドリル加工孔				≤100mm	+3 -1							
												>100mm	+4 -2							
								アンカーアンバー用ボルト(鑄放し)				孔の中心距離※1	JIS B 0403-1995 CT13							
							センターボス	ボスの直径				+0 -1								
								ボスの高さ				+1 -0								
							ボス※5	ボスの直径				+0 -1								
								ボスの高さ				+1 -1								
							(次頁に続く)						上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						※4 全移動量 ℓ	$\ell \leq 300\text{mm}$ ± 2 $\ell > 300\text{mm}$ $\pm \ell / 100$			
						組立高さH	上, 下面加工仕上げ ± 3 コ ン ク リ ー ト $H \leq 300\text{mm}$ ± 3 $H > 300\text{mm}$ (H/200+3)小数 点以下切り捨て			
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2), ※3) JIS B 0403-1995 CT14 鑄放し肉厚寸法 ※2) JIS B 0403-1995 CT15 削り加工寸法 JIS B 0405-1991 粗級 ガス切断寸法 JIS B 0417-1979 B級			
3	2	12	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$ $0 \sim +5$ $500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$ $0 \sim +1\%$ $1500 < w, L, D$ $0 \sim +15$	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t） の最大相対誤差		3-2-12-1
					厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$ ± 0.5 $20 < t \leq 160$ $\pm 2.5\%$ $160 < t$ ± 4				
					相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$ 1 $1000\text{mm} < w, L, D$ $(w, L, D) / 1000$				

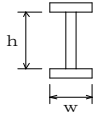
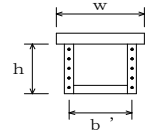
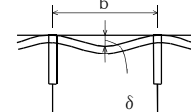
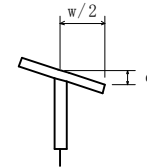
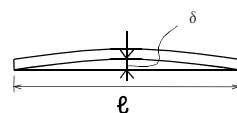
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
						刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	外周長 L (m)	$\pm (10 + L / 10)$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要								
								鋼桁等	トラス・アーチ等										
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2... w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)... 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁  トラス弦材 	3-2-12-3									
											部 材 精 度	板の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		3-2-12-3		
													箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	b/150					3-2-12-3
												フランジの直角度 δ (mm)	w/200	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。					
												部 材 長 ℓ (m)	鋼桁					±3... ℓ ≤ 10 ±4... ℓ > 10	主要部材全数を測 定。 ℓ：部材長 (mm)
											トラス、 アーチなど		±2... ℓ ≤ 10 ±3... ℓ > 10						
											圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測 定。 ℓ：部材長 (mm)		3-2-12-3			
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																			

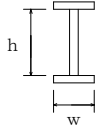
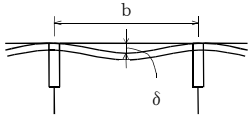
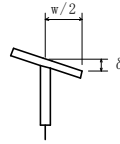
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \cdots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \cdots$ $h > 5$	—	両端部及び中心部 を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12m 間隔を測 定。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測 定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
							現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。（例：設計値が3mmの場合、すき 間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3
							※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のh に代入する数値はmm単位の数値とする。					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		3-2-12-3			
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板				$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート				$b/150$		
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				主要部材全数を測定。		
							部材長 l (m)	鋼桁						$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>														

出来形管理基準及び規格値

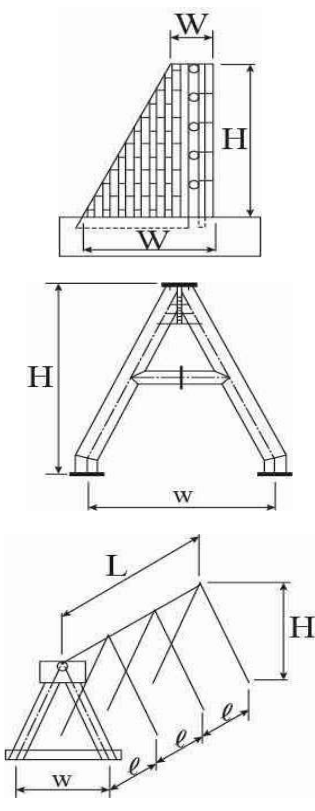
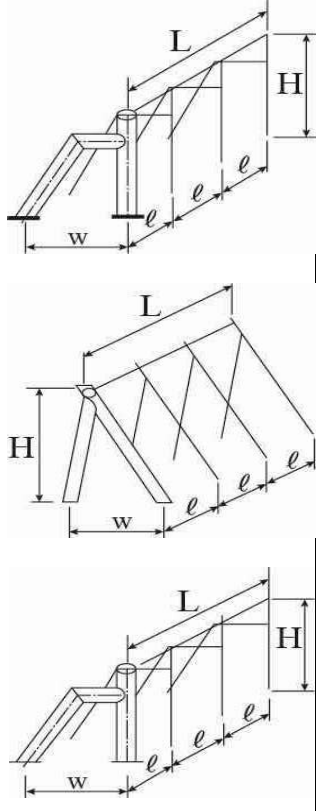
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤長L	±30			
						堤長l	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

(次頁に続く)

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3				 <p>Technical drawings of a trapezoidal roof structure. The top drawing shows a side view with dimensions W (top width), H (height), and w (bottom width). The middle drawing shows a front view with dimensions H (height) and w (width). The bottom drawing shows a perspective view with dimensions L (length), H (height), w (width), and e (spacing).</p>	 <p>Technical drawings of a trapezoidal roof structure. The top drawing shows a perspective view with dimensions L (length), H (height), w (width), and e (spacing). The middle drawing shows a side view with dimensions L (length), H (height), w (width), and e (spacing). The bottom drawing shows a perspective view with dimensions L (length), H (height), w (width), and e (spacing).</p>	

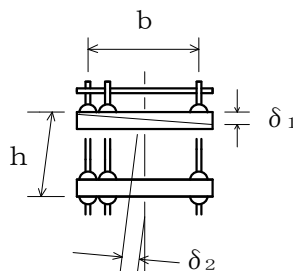
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta 1$ (mm)	設 計 値 ± 4			
							フィンガーの食い違い $\delta 2$ (mm)	± 2	(実測値) $\delta 2$ 		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-6

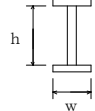
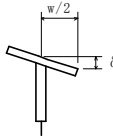
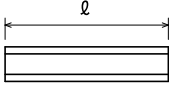
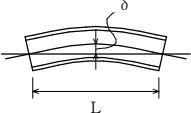
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-7
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b / 500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h / 500$			
							高さ h (mm)	± 5			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-9
						部材 フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	11		工場塗装工	塗膜厚		<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500m²とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>	3-2-12-11	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁，主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁，主構の中心間距離B(m)	±4…B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁，主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ ，δ ₂ (mm)	±5	主桁，主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ ，δ ₂ のうち大きいもの なお，設計値が5mm未満の場合は，すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合，すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし，「主げた，主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押出し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13	
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そり	—	主桁を全数測定。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≥5m	法長の-2%			
							延長L	-200			

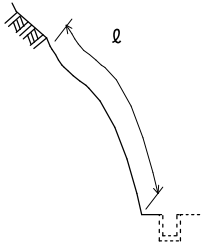
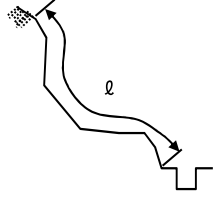
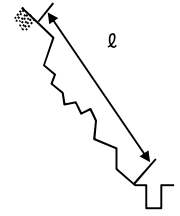
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							$t \geq 5\text{cm}$	-20			
								ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			
		延長L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	  	3-2-14-3
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{cm}$	-20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
							延長 L		-200		

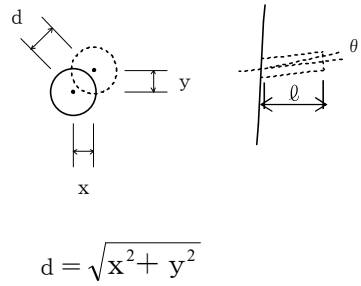
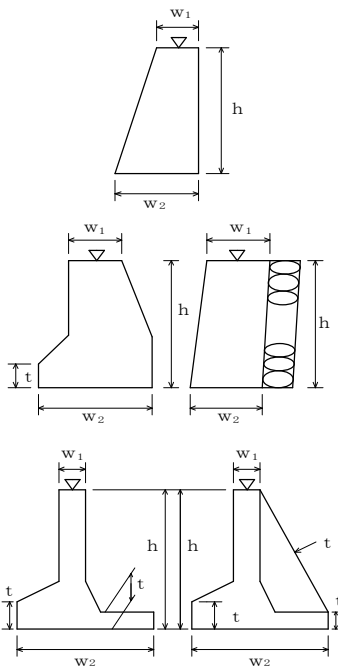
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							幅 w	-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
							高さ h	-30			
							枠中心間隔 a	± 100			
								延長 L	-200		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工 (プレキャスト法枠工)	法 長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
							延長 L	-200	1 施工箇所毎		

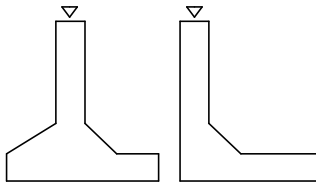
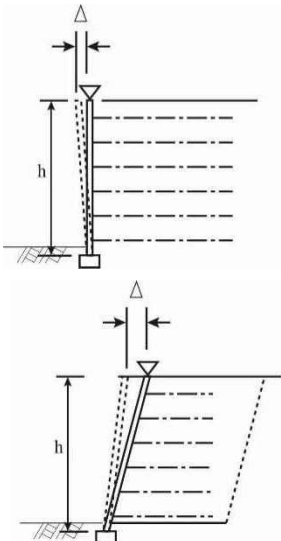
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工 にも適用する	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	± 2.5 度				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1	
						厚さ t	-20				
						裏込厚さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3$ m				-50
							$h \geq 3$ m				-100
						延長 L	-200				1 施工箇所毎

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2	
						延長L	-200				1 施工箇所毎
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	
						高さh	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度△	±0.03 h かつ ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
						延長L	-200				1 施工箇所毎

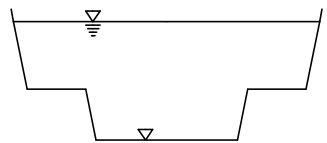
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法長 ℓ	ℓ < 3 m				-50
							ℓ ≥ 3 m				-100
						厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃					-50
延長 L ₁ , L ₂		-200	1 施工箇所毎								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200		3-2-16-3
							250ps	500ps	-1000～+200		
								1000ps	-1200～+200		
								デイーゼル船	250ps		
							420ps 600ps	420ps	-1000～+200		
								600ps	-1000～+200		
							1350ps	-1200～+200			
							幅		-200		
							延長		-200		

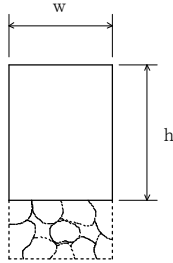
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅	-200				
						延長	-200				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3	
						標高較差	0以下				+400以下

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅w	0～+30			
						厚さt	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10									
6 河 川 編	1 築 堤 護 岸 工	7 法 覆 護 岸 工	4		護岸付属物工	幅w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さh	-30			

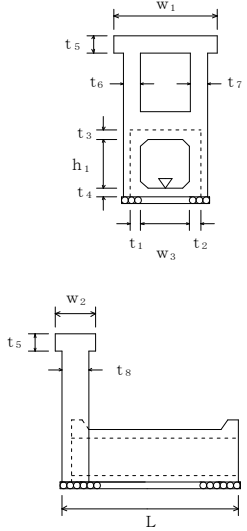
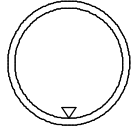
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	10 水制 工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅w	±300			
						方向	±7°			
						延長L	-200			
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ ー ブル 配管 工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ ー ブル 配管 工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

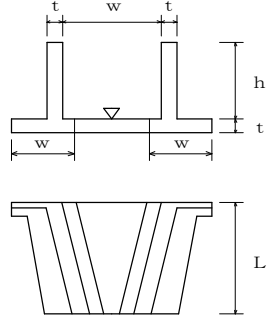
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（载荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	-200			
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		6-3-5-6
						延長 L	-200			

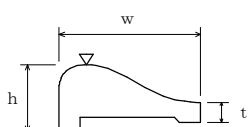
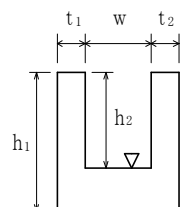
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本 体 工	8 9 10		堰 本 体 工 水 叩 工 土 砂 吐 工	基準高▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所 で測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m			
	L ≥ 20m	-100								
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道 本 体 工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚さ t ₁ , t ₂	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	-30			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支点長及び 中心線の変化	±50			

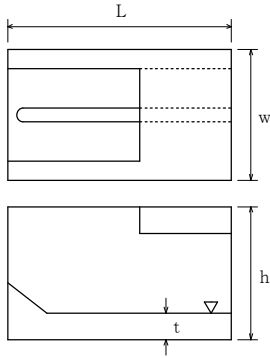
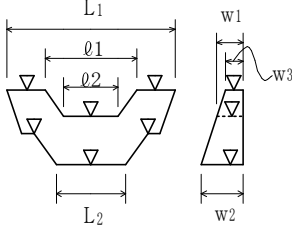
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本 体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-4-6
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	7		燃 料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		6-6-4-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

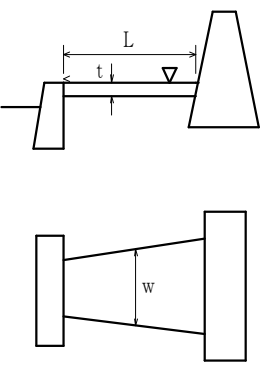
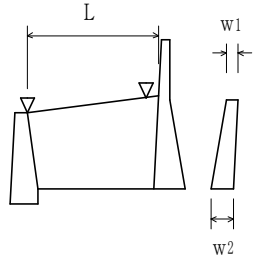
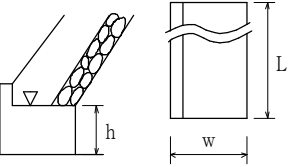
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		6-6-5-7
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			

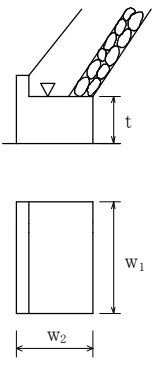
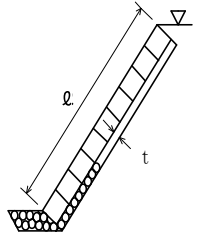
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高，幅，延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は，天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは，天端中心線の水平延長，又は，測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w ₁	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						長さ L	-100			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

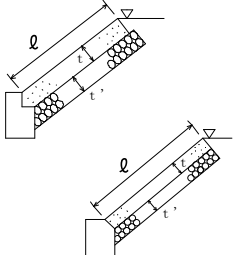
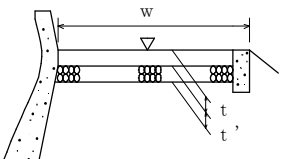
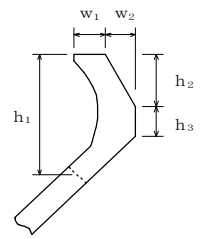
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で 測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき 1ヶ所、延長40m(又は50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w ₁	-20				
						ブロック横幅 w ₂	-20				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブ ロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又は 50m)以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)護岸工編」の規定による測 点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 ℓ	ℓ < 5m				-100
							ℓ ≥ 5m				ℓ × (-2%)
						厚さ t	-50				
						延長 L	-200				

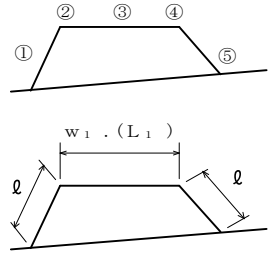
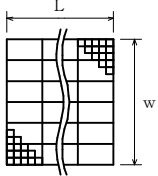
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5	
						法長 l	$l < 3\text{m}$				-50
							$l \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t'					-50
						延長 L					-200
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延長 L	-200				

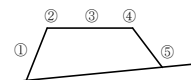
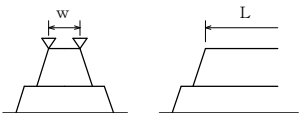
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4	
						表面均し	±100				
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の 高さ				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外 の高さ				±300
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の 高さ				±500
							異形ブロック据付面(乱積)以外 の高さ				±300
						法長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
						天端幅 w_1	-100				
天端延長 L_1	-200										
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5	
						延長 L	-500				

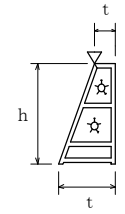
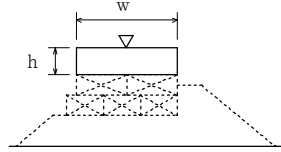
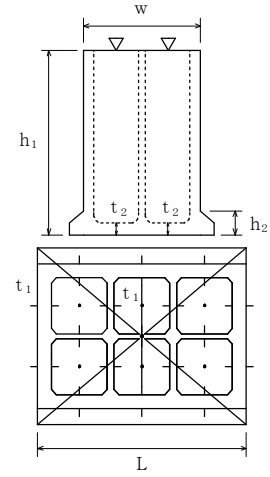
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基準	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2
						高	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						▽	法長 l	-100			
							天端幅 w_1	-100			
							天端延長 L_1	-200			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準	(層積)ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
						高	(層積)ブロック規格26t以上	±500			
						▽	(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
							天端幅 w	-ブロックの高さの1/2			
							天端延長 L	-ブロックの高さの1/2			

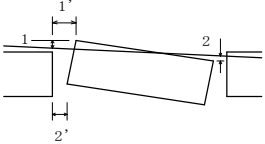
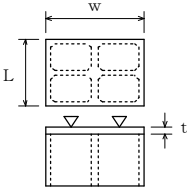
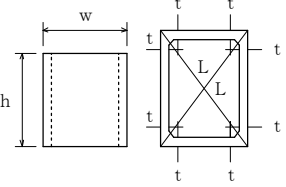
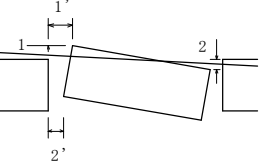
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	
						厚さ t	-50				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの 基準高▽	砕石，砂	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t ₁	±10	底版完成時，各壁1ヶ所			
						幅 w	+30， -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
						高さ h ₁	+30， -10	完成時，四隅			
						長さ L	+30， -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
						底版厚さ t ₂	+30， -10	底版完成時，各室中央部1ヶ所			
						フーチング高さ h ₂	+30， -10	底版完成時，四隅			

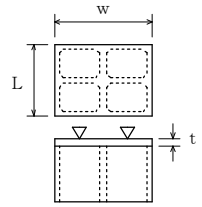
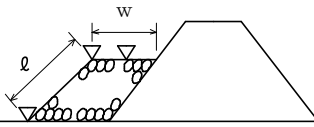
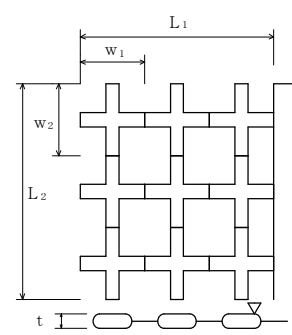
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		7-2-5-11	
							ケーソン重量2000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量2000 t 未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量2000 t 以上 200以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
							水中	±50			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	
						幅 w	+20, -10				
						高さ h	+20, -10				
						長さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)		7-2-5-12	
						隣接ブロックと の間隔1', 2'	50以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12		
							水中	±50					
							厚さ t	±30					
							幅 w	±30					
							長さ L	±30					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300					
							法長 l	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所、延長はセンターライン 及び表裏法層。	
							天端幅 w	-100					
							天端延長 L	-200					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所、延長40m(又 は50m)以下のものは1施工箇所につ き2ヶ所。		7-2-6-3		
							乱積	± t / 2					
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
							幅 w ₁ w ₂	層積					-20
								乱積				- t / 2	
							延長 L ₁ L ₂	層積				-200	1施工箇所毎
	乱積	- t / 2											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要														
7	河川 海岸 編	2	突堤・人工岬	7	消波工	3	消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅，厚さは40個につき1ヶ所測定。		7-2-7-3											
									乱積	± t / 2														
									厚さ t	-20														
									幅 w ₁ , w ₂	-20														
									延長 L ₁ , L ₂	-200														
7	河川 海岸 編	3	海域堤防（人工リーフ，離岸堤，潜堤）	3	海域堤基礎工	3	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき，1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3											
									荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ				±500										
										異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ				±300										
									被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ				±500										
										異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ				±300										
									法長 l	-100				幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所，延長はセンターライン及び表裏法肩。										
									天端幅 w ₁	-100														
									天端延長 L ₁	-200														
									8	砂防 編				1	砂防堰堤	3	工場製作工	4	鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 l (m)	±3…l ≤ 10 ±4…l > 10	図面の寸法表示箇所で測定。	8-1-3-4

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	-30			
						水通しの幅 l_1, l_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	-100			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 w_1, w_2	-30			
						長さ L	-100			
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	8 コ ン ク リ ー ト 堰 堤 工	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長さ l_1, l_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H1			
						袖 部	袖高▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ△	±0.02H2			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-9-5
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			
					(次頁に続く)					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	9 鉄 製 堰 堤 工	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	
						長さL	±100				
						幅w ₁ , w ₂	±50				
						下流側倒れ△	±0.02H				
						高さh	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
8 砂 防 編	2 流 路	5 床 固 め 工	8		魚道工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8	
						幅w	-30				
						高さh ₁ , h ₂	-30				
						厚さt ₁ , t ₂	-20				
						延長L	-200				
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4	
						厚さt ₁ , t ₂	-20				
						幅w	-30				
						幅w ₁ , w ₂	-50				
						高さh ₁ , h ₂	-30				
						深さh ₃	-30				
						延長L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
								<p>J：ジョイント</p>		

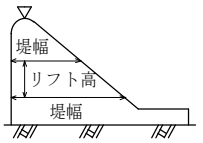
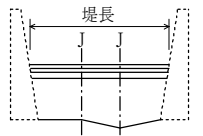
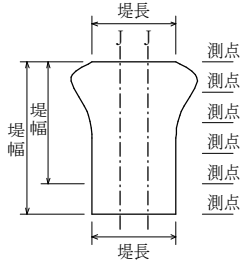
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	   <p>J：ジョイント</p>	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

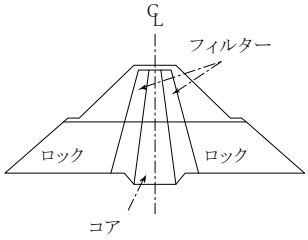
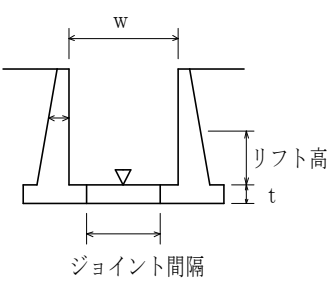
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フイ ルダ ム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フイ ルダ ム	4 盛立 工	6		フィルター の盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	-0, +1000			
						盛立幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フイ ルダ ム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	-0, +2000			
9 ダム 編	2 フイ ルダ ム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			

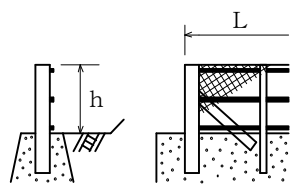
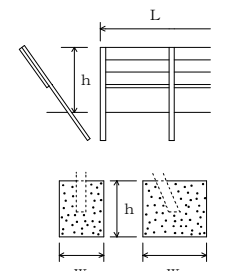
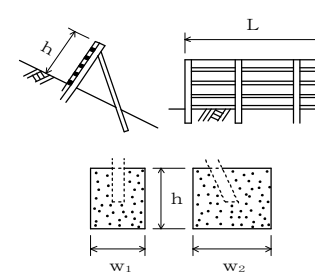
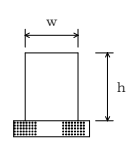
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深度L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差	100			
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材 部材長ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基準高▽	±30	両端，施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6
						厚さ t ₁ ～t ₄	-20			
						幅 (内法) w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	L < 20m L ≥ 20m			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5	
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-6	
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高さ h	-30			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-7	
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高さ h	-30			
						アンカー 長 ℓ	打込みℓ	-10%			全数
							埋込みℓ	-5%			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-12-4	
						高さ h	-30				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長 5 スパンにつき 1 ヶ所		10-1-12-5
							ずれ a	10			
							ねじれ $b - c$	5			
							倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200	1 施工箇所毎			

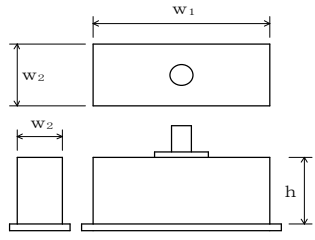
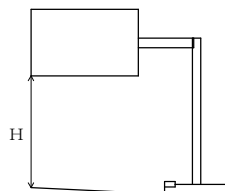
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均 (X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						幅	-25	—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9	
						延長L	-200				1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
10 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4	
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版			
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版			
						(ラバーシュー)	各部の長さ	±20			全数
							厚さ	—			
						(アンカーボルト)	中心のずれ	±20			全数
	アンカー長	±20	全数								
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		10-2-9-4	
						高さ h	-30				
10 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所／1基		10-2-9-4	

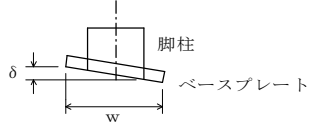
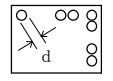
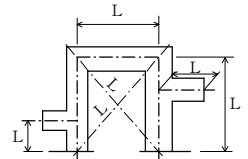
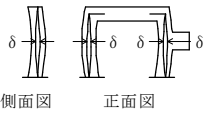
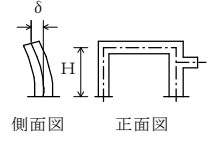
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10 道路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱，ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔， 対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10m$ $\pm 10 \cdots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3	
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお，従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		10-3-6-8	
						厚さ t	-20				
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10				
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10				
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50				
						高さ h ₁	-50				
						胸壁の高さ h ₂	-30				
						天端長 l ₁	-50				
						敷長 l ₂	-50				
						胸壁間距離 l	±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10～-20
							平面位置				±20
							アンカーボルト孔の 鉛直度				1/50以下

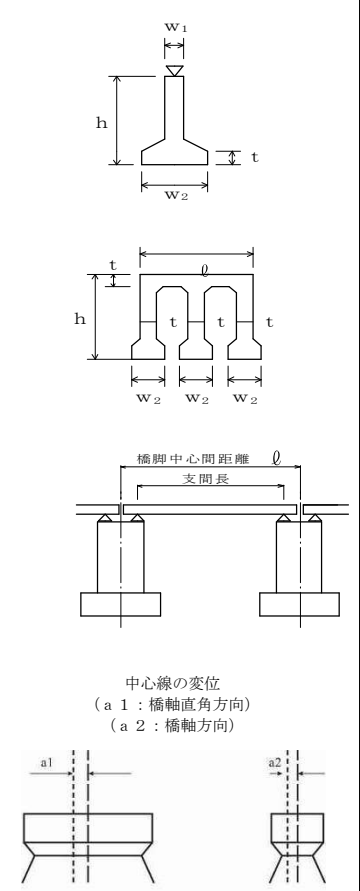
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-20			
						敷幅 w ₂ (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l ₁	-50			
						敷長 l ₂	-50			
						橋脚中心間距離 l	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高			
平面位置	±20									
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。 なお，従来管理のほかに「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領（案）構 造物工編（試行）」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いることが できる。（アンカーボルト孔の鉛直度 を除く）		10-3-7-9	
						厚さ t	-20				
						天端幅 w ₁	-20				
						敷幅 w ₂	-20				
						高さ h	-50				
						長さ l	-20				
						橋脚中心間距離 l	±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50				
						支 承 部 箱 抜 き 規 格 値	計画高				+10～-20
							平面位置				±20
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w (橋軸方向)	-50			
						高さh	-50			
						長さℓ	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅w ₁ , w ₂	-50			
						高さh	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び 中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部，その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10	
						橋脚中心間距離ℓ	±30				
						支間長及び 中心線の変位	±50				
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	5 ※±5	主桁，主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9

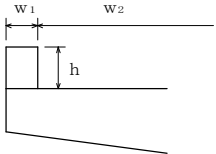
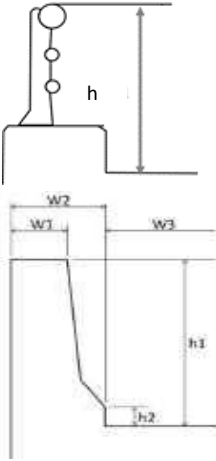
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				鋼橋
							±5				±(4+ 0.5×(B -2))
						水 平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5									
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上									
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				鋼橋
							±5				±(4+ 0.5×(B -2))
						水 平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
可動支承の 機能確認 注3)		5									
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の 1/2以上									

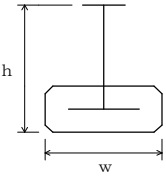
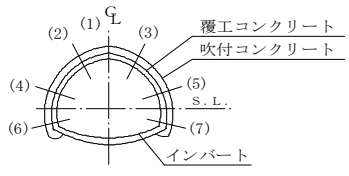
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天端幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						7	橋梁用高欄工			
						高さ h_1	-20～+30			
						高さ h_2	-10～+20			
						有効幅員 w_3	0～+30			

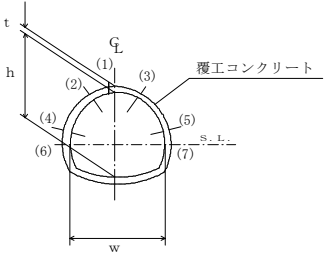
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			
10 道路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高さh	10 -5			
						桁長ℓ スパン長	ℓ < 15… ±10 ℓ ≥ 15… ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	<p>施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。</p> 	10-6-4-3	
10 道路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

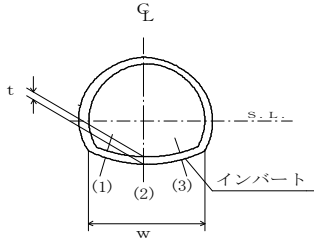
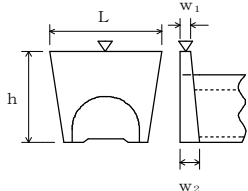
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高, 幅, 高さは, 施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後, 覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において, 図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所, (2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお, トンネル延長が100m以下のものについては, 1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし, 以下の場合には, 左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で, 設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお, 変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で, 型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工, ロックボルトの突出。 計測手法については, 従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		10-6-5-3
						幅w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚さt	設計値以上			
						延長L	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5	
						厚さ t	-30				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4	
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	—				
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基準高▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4	
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高, 幅, 高さ, 厚さは, 施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお, 厚さについては図に示す各点①~⑩において, 厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚さt	-20			
						延長L	—			
10 道路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
						厚さt	-20			
						内空幅w	-30			
						内空高h	±30			
						ブロック長L	-50			

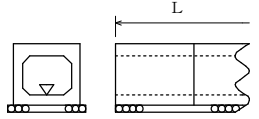
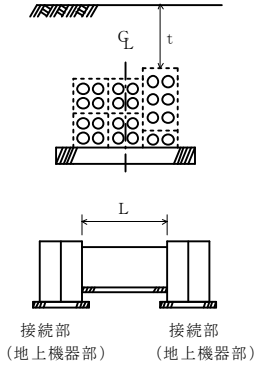
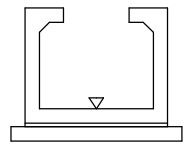
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カ ラ ー 継 手 工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-4
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防 水 工 (防 水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防 水 工 (防 水 保 護 工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防 水 工 (防 水 壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所，延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし，基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	
						延長L	-200				延長：1施工箇所毎
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2	
						延長L	-200				接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハン ド ホ ール 工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

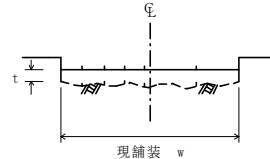
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10 道路 編	14 道路 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ⁷ プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 		10-14-4-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ⁷ プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

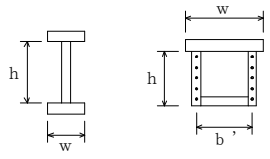
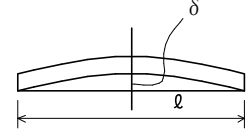
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路 編	16 道路 修繕	3 工場 製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots$ $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
											フランジの直角度 δ (mm)
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4	